

衆議院法務委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 3 月 31 日（火）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 山尾志桜里君（立国社）

補欠選任 理事 藤井比早之君（自民）（理事越智隆雄君今 31 日委員辞任につきその補欠）

理事 階猛君（立国社）（理事山尾志桜里君今 31 日理事辞任につきその補欠）

2 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第 17 号）

- ・森法務大臣、宮崎法務大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（質疑者）神田裕君（自民）、浜地雅一君（公明）、階猛君（立国社）、松田功君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

神田裕君（自民）

（1） 裁判所職員定員法

ア 判事の定員の増員及び判事補の定員の減員の理由

イ 複雑困難化する民事訴訟事件の審理の充実のための方策

ウ 裁判官以外の職員の減員の具体的な内訳及びその理由

エ 増加する家庭事件の処理の充実強化のための方策

オ 裁判所における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの向上に向けた取組

（2） 我が国の法令の外国語訳の拡大に向けた法務省の取組状況

（3） 裁判所をめぐる状況の変化に対応するための人的体制の強化の必要性についての法務大臣の見解

浜地雅一君（公明）

（1） 裁判所職員定員法

ア 現在の判事及び判事補の定員の充足状況

イ 判事の定員にまだ余裕があるのにも関わらず、判事の定員を増やす理由

ウ 判事及び判事補の将来的な適正定員を示す必要性

エ 裁判手続の I T 化を踏まえた裁判官以外の職員の体制整備についての最高裁判所当局の見解

（2） 法廷通訳人

ア 法廷通訳人の人数、対応言語数、利用状況、選任方法及び費用負担の方法

イ 法廷通訳の充実に向けた取組

階猛君（立国社）

（1） 検察官の勤務延長

ア 過去 5 年間の検察官の定年退官者数

イ 検察庁法における副検事の定年の規定内容

ウ 検事と副検事の定員管理上の取扱い

エ 検察官の定年年齢の引上げや勤務延長が検察官の定員数に与える影響

オ 検察官の勤務延長を検察庁法の改正前に現行法の解釈変更で行った理由

- カ 検察官の勤務延長を急いで行わなければならなかった理由
- キ 検察官の勤務延長に係る現行法の解釈変更の重要度についての法務大臣の認識
- ク 法改正によらず現行法の解釈変更によって勤務延長を実施しなければならなかった理由
- ケ 黒川東京高等検察庁検事長のために現行法の解釈変更による勤務延長を行ったのではないかとの批判に対する法務大臣の見解
- コ 黒川東京高等検察庁検事長の勤務延長の決定前に解釈変更を行った証拠の有無
- サ 法務省が2020年1月16日に作成したとする文書(200116メモ)の書きぶりから、解釈変更の議論はなかったとの指摘に対する法務大臣の見解
- シ 人事院が作成した文書「勤務延長に関する規定(国公法第81条の3)の検察官への適用について」の趣旨
- ス シの文書に日付がない理由
- セ シの文書が1月24日に作成されたとする根拠
- ソ 2月12日の衆議院予算委員会で人事院給与局長がシの文書が出されていたことと矛盾する答弁を行ったことについての一宮人事院総裁の見解
- タ 2月12日の衆議院予算委員会での人事院給与局長の答弁の趣旨
- (2) 本法案による減員後も判事補の欠員が多過ぎる理由
- (3) 司法試験
 - ア 司法試験の受験資格を法科大学院修了者等に限定していることが出願者の減少につながっているとの指摘に対する法務大臣の見解
 - イ 出願者の減少がその質の低下につながるとの懸念に対する法務大臣の見解
 - ウ 司法試験の受験資格制限を撤廃し広く有為な人材を集める仕組みにすべきとの考えに対する法務大臣の所見

松田功君(立国社)

- (1) 個々の裁判官の仕事量に関する勤務実態を調査する必要性に対する最高裁判所当局の見解
- (2) 学校法人森友学園への国有地売却事案に係る公文書改ざん問題
 - ア 近畿財務局で起こった公文書の改ざんや破棄を上司が命じることは、人権侵害に該当するか否かについての法務大臣の見解
 - イ 上記アの命令は、パワーハラスメントに該当するか否かについての法務大臣の見解
 - ウ 一般論として、望まない公文書の改ざんや破棄を上司が命じることは、パワーハラスメントに該当するか否かについての法務大臣の見解
 - エ 本件のような人権侵害は許されないと法務大臣が発信することが必要であるとの意見に対する法務大臣の見解
 - オ 本件のような事案はパワーハラスメントに該当するか否かの確認
 - カ 本件のような事例はパワーハラスメントに該当するとして、再発防止を徹底するよう発信すべきとの意見に対する人事院の見解
 - ク 人事院において本件のような事例をパワーハラスメントに当たる例として記載する予定の有無
- (3) 送還忌避者
 - ア 送還を忌避している被收容者数は増加しているか否かの確認
 - イ 送還忌避者の増加や收容の長期化を防止するための方策を検討するため設置された收容・送還に関する専門部会の趣旨を再検討する必要性
 - ウ 令和元年10月1日に法務省が公表した資料「送還忌避者の実態について」において「被退令仮放免者が関与した社会的耳目を集めた事件」として記載されていた事例の一つが判決結果を踏まえていなかったことの経緯

(3) 難民認定

- ア 難民不認定処分関係訴訟において難民に該当する旨の判決が確定した場合の対応
- イ 諸外国と比べ難民認定率が低い原因

藤野保史君（共産）

(1) 新型コロナウイルス感染症に関連したヘイトスピーチに対する法務大臣の見解

(2) 裁判所職員

- ア 新型コロナウイルス感染症が裁判所の現場に与えている影響
- イ 裁判所における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な対応
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策に関連して裁判所職員が休暇等を取得する場合における柔軟な対応の必要性

(3) 検察官の勤務延長

- ア 今回の検察庁法改正案第 22 条に国家公務員法の勤務延長制度の適用を前提とする読替え規定等が追加された時期と本年 1 月に法務省が検察官の勤務延長について解釈変更した時期の先後関係
- イ 法務省から提出された同省における昨年 10 月末段階の検察庁法改正案の検討状況を示す文書における、「検察官につき管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例と同様の規定を設ける必要はないことについて」の内容
- ウ イの文書において、改正国家公務員法第 81 条の 5 と同様の規定を設ける必要はないとした理由である検察官は職制上の段階がない、同時期に一斉に退官しない、同時期に一斉に異動しないという各状況についての昨年 10 月末からの変化の有無
- エ 検察庁法改正案第 22 条第 2 項の「内閣の定めるところにより」の具体的内容
- オ 同改正案における検察官人事への不当な政治介入を防ぐための規定の有無

串田誠一君（維新）

(1) 裁判所と法務省の人事交流

- ア 裁判官出身者が法務省民事局長に任命されている理由
- イ 政府を擁護する立場である法務省職員として勤務した者が再び裁判官になることにより、三権分立や裁判の公正性に対する国民の信頼が損なわれる可能性についての最高裁判所当局の見解

(2) 検察官の勤務延長

- ア 昭和56年の国家公務員法改正案の審議の際の国会会議録を法務大臣が読んだか否かの確認
- イ 法務大臣が昭和56年当時に国民の耳目を集めていた事件を知っているか否か
- ウ 検察官の勤務延長についての解釈変更及び当該解釈変更の決裁を口頭で行うことの問題性についての法務大臣の見解
- エ 検察官の定年年齢を引き上げる法改正によらず、解釈変更により勤務延長を行うこととした理由
- オ 「解釈変更することが至当である」旨の答弁の趣旨
- カ 社会情勢が変化すると法律の解釈変更が許容されるというのが内閣の総意であることの確認